

管 区 事 務 所
〒162-0805
東京都新宿区矢来町65番
電話 (03)5228-3171
FAX (03)5228-3175

日 本 聖 公 会

NIPPON SEI KO KAI

PROVINCIAL OFFICE
65, Yarai-cho, Shinjuku-ku
Tokyo 162-0805, Japan
Tel. 81-3-5228-3171
Fax. 81-3-5228-3175

東京高等裁判所 第4刑事部 裁判長 家令和典 様

狭山事件の再審開始と東京高等検察庁へ更なる証拠開示勧告をするよう求めます

狭山事件は1963年の事件発生・不当逮捕から61年になります。警察は当初から被差別部落を中心に捜査し、当時24歳だった被差別部落に住む石川一雄さんを逮捕しました。私たちはこの事件が部落差別に基づく冤罪であることを確信しています。

再審請求人の石川一雄さんが無実を訴えて半世紀以上になり、去る1月で85歳になりました。新型コロナウイルス感染拡大の影響の中「無罪を勝ち取るまで」と、体を鍛え、感染防止を徹底しつつ、健康に細心の注意を払っています。コロナ禍の中、全国の支援者に支えられながら奮闘されていますが、さすがに「これが最後の闘いになる」と言っておられます。重要な証言もして下さる方々もご高齢になりました。

無実の市民がある日突然拘束され、不可解な取り調べによって有罪とされ、尊厳ある人生が奪われることは極めて重大な人権侵害です。石川一雄さんは今もなお仮出獄中であり、再審開始の報せが届くことを待ち望んでいます。裁判長におかれましては、この長年の無実の訴えに耳を傾け、一日も早く裁判を開始するよう要請いたします。

また2009年、東京高等裁判所より証拠開示の勧告があり、翌年東京高等検察庁は36点の証拠を開示しました。以降、証拠開示は進んでいますが、いまだ全ての証拠が開示されていません。更に貴高等裁判所が検察庁手持ちの証拠を開示するよう東京高等検察庁に勧告するよう要請します。

狭山事件の再審開始を求め下記のことを強く要請いたします。

- 1 狭山事件再審弁護団が求める証拠の開示を東京高等検察庁に対して勧告して下さい。特に東京高検以外の埼玉県警やさいたま地検等の証拠物の一覧表を弁護団に提示するよう検察官に勧告して下さい。
- 2 事件当日に「殺害現場」とされる場所の隣の畑におられたOさんの証人尋問、現場検証を行って下さい。
- 3 証拠開示された逮捕当日の石川一雄さんの上申書と脅迫状の筆跡の違いは明らかです。筆跡鑑定の証拠調べ、鑑定人の尋問を行って下さい。

今日まで貴裁判所の要請に、検察庁の意見書は事件の真相に向かうことを拒否するものです。公の力で集められた証拠を眠らせたままにし、真実に立ち向かおうとしない姿勢であり、このような検察の意思に強く憤りを感じます。

狭山事件再審弁護団は、既に貴裁判所の勧告で開示された証拠をもとに、筆跡鑑定や足跡鑑定、法医学鑑定など、多数の新証拠を提出しています。これにより裁判の開始は十分と考えられます。

狭山事件は市民常識として疑問の多い事件です。石川一雄さんの自白の内容も不自然かつ不合理な点多すぎます。自白によって発見されたとされている万年筆・鞆・時計は被害者の物であるとの信憑性が疑われ、また発見の経緯も疑問に満ちています。一方で、中学生の時には男子に意見できた女子高校生が、見も知らない男に、走行中の自転車を止められ、「一寸来い」でのこのことについて行くのでしょうか。また、農作業中の人がいる目の前で、その人に助けを求めず、目隠しされ、強制性交されるようなことがありうるのでしょうか。これらがどのような証拠で認定されたのでしょうか。この判決は市民常識と相反すると思われま

す。貴裁判所が真実を明らかにするために、新証拠、疑問点について鑑定人尋問などの事実調べを行い、この狭山事件の再審を開始するように要請いたします。

公正・公平な再審請求の審理を求めます。

2024年5月30日

日本聖公会第68(定期)総会

議長 主教 武藤謙一

管 区 事 務 所
〒162-0805
東京都新宿区矢来町65番
電話 (03)5228-3171
FAX (03)5228-3175

日 本 聖 公 会

NIPPON SEI KO KAI

PROVINCIAL OFFICE
65, Yarai-cho, Shinjuku-ku
Tokyo 162-0805, Japan
Tel. 81-3-5228-3171
Fax. 81-3-5228-3175

東京高等検察庁 御中

狭山事件にかかわる証拠開示を求めます

狭山事件は現在、東京高等裁判所に第3次再審請求が申し立てられています。

狭山事件では事件当時多くの捜査資料が集められ、東京高等検察庁も積み上げると2～3メートルに及ぶ証拠があることを認めています。この間、裁判所の勧告もあっていくつかの証拠が開示されてきていますが、まだ多くの証拠が開示されていません。貴検察庁が裁判所に提出した書類で「不見当」とするだけで検察官手持ちの証拠の内容さえ弁護側にわからないのでは公正な裁判が保証されかねます。狭山事件再審弁護団は、これまでに筆跡鑑定や足跡鑑定、法医学鑑定など、有罪判決に合理的疑いをいだかせる多数の新証拠を提出しています。検察官はこれらの証拠について反証を行うと主張しているようですが、いまだに有効な反証は出ていません。一方で、すでに開示された証拠の一部である取り調べテープからは、石川一雄さんが自白を強要されている様子が明白です。

新証拠の発見を要件とする再審制度の趣旨からも検察官の手持ちの証拠の開示は当然です。国連も検察官手持ちの証拠への弁護側のアクセスを保障するよう勧告しています。新証拠となる可能性のある証拠を検察官がことさら隠すことは正義に反します。袴田事件では、検察官がこれまで「ない」と言っていた写真ネガや取り調べテープがあったとして出されています。

2024年2月27日、第58回目となる三者協議が家令裁判長になって初めて開かれました。検察官は弁護団が提出した意見書、新証拠に対して反論の意見書を提出、11人の鑑定人尋問も、インク資料の鑑定実施も必要ないと主張しています。東京高等検察庁がすべきことは弁護団の新証拠に対し反論・反証を行ったり、証拠開示の必要性なしとする意見書を出したりするのではなく、全ての証拠を開示することです。

国連・国際人権〈自由権〉規約委員会は、検察の持つ証拠の開示を保障するよう、実務の改善および法的整備を勧告しています。証拠開示のルールは諸外国で確立されており、司法改革においても証拠開示のルールが勧められています。東京高等検察庁が時代の流れに取り残されることなく、1日も早く全ての証拠を開示することで、その職責を果たされることを強く求めます。

2024年5月30日

日本聖公会第68（定期）総会
議長 主教 武藤謙一